

令和6年度三重県障がい者工賃向上計画支援事業業務委託仕様書

1 事業の目的

就労継続支援事業所等を利用する障がい者が、地域で自立した生活ができるよう就労継続支援事業所等の工賃等の向上を図る。

2 事業の概要

就労継続支援事業所等に対し研修会やコンサルテーションを行うこと等により利用者の工賃向上を図る。

3 委託期間

契約日から令和7年3月24日までとする。

4 委託業務の内容

(1) 就労継続支援事業所等を対象とした工賃等向上のための研修会（セミナー及び成果報告会）を開催する。

ア 研修会（セミナー及び成果報告会）開催の目的

事業所が工賃等の向上の意義と目的を十分に理解して自主的に工賃等の向上に取り組むための意識向上につなげ、「工賃（賃金）の底上げ」を図る。また、工賃等は県の平均を上回っていて更なる工賃等の向上を目指す事業所を後押しすることも目的とする。

イ 研修会（セミナー及び成果報告会）の対象

三重県内すべての就労継続支援事業所等とする（就労継続支援A型事業所については、経営改善計画書又は賃金向上計画を三重県に提出している事業所又は三重県が認めた事業所に限る。また、生産活動を行っている生活介護事業所及び地域活動支援センターについては、工賃向上計画を作成し工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について三重県が認めた事業所に限る。）。

ウ 研修会（セミナー及び成果報告会）に求められる視点

- ①工賃等の向上の意義及び事業所内の共通意識を構築する必要性の理解を促進する。
- ②工賃等の向上に取り組むに当たり、事業所が企業的な経営手法導入の必要性を理解でき、基礎的な方策を習得できるようにする。
- ③類似課題をもつ事業所同士が課題を共有し、自主的に協働して改善に取り組むことを促す。
- ④先進事例・好事例等の紹介を通し、事業所が工賃等向上の可能性を理解し、取組意欲を高められるようにする。
- ⑤コロナ禍からの回復の途上やコロナ後における経済動向に対応可能な手法を習得できるようにする（対面販売やイベント等の再開、各産業における流通の回復、コロナ禍による需要の変化とコロナ後の状況等を、事業所が理解したうえで効果的な方策を講じることを可能にする。）
- ⑥今後ますます加速すると見られる社会全体のDX推進に伴い、事業所がICT業務（ホームページ作成、データ入力集計、ウェブ開催の会議や研修等の文字起こし、動画編集等）を新たな受注役務として開発するために必要な基本的知識等を提供する。
- ⑦研修全体として、効果や効率性に配慮した運営方法への工夫がある。

エ 研修会（セミナー及び成果報告会）の条件

- ①事業所が所在する地域に関係なく、かつ、職員配置に余裕のない小規模な事業所も参加できるよう、研修会場を設けず、ウェブ会議システム等を使用して実施すること。なお、配信に必要な機器等は受託者が準備し、受信に必要な機器等は受講者が準備するものとする。

- ②可能な限り演習形式を取り入れた課題解決型の研修（合同コンサルティング）を行うこと。
- ③講師は、工賃等の向上の取組の支援実績や経営改善の実績のある者が務めること。
- ④セミナー1回を半日単位で実施する場合は通年で4回以上、セミナー1回を1日単位で実施する場合は通年で2回以上開催すること。
- ⑤成果報告会は、セミナー及び下記（2）のコンサルタント派遣の終了後に、半日以上をかけて1回以上開催すること。

オ 業務内容

- ①研修カリキュラムの構成・企画
- ②受講申込者の取りまとめ
受講申込者については、三重県に報告すること
- ③講師の選定及び依頼
- ④受講者名簿の作成及び管理
- ⑤研修日前の準備（資料作成を含む）
- ⑥受講申込者に対するウェブ会議システム等の事前操作練習
- ⑦当日の進行等研修会の運営

カ その他

より多くの事業所が研修会（セミナー及び成果報告会）に参加するよう工夫をすること。また、事業所別の月額平均工賃（賃金）額の実績等を参考に、研修会（セミナー及び成果報告会）開催の目的に沿った事業所が参加するよう工夫をすること。

（2）就労継続支援事業所等を対象とした工賃向上等のためのコンサルテーションを行う。

ア コンサルテーションの目的

工賃等の向上に向けたアドバイスその他必要な支援を行うことにより、コンサルタント等が主体となり経営内容や作業内容を把握し、企業的な経営手法への意識改革を行う内容とし「工賃（賃金）の底上げ」を図る。また、工賃等は県の平均を上回っていて更なる工賃等の向上を目指す事業所が、具体的な方策に取り組めるよう支援を行うことも目的とする。

イ コンサルテーションの対象（12事業所程度を受託者が選定）

過去あるいは今年度のセミナー参加事業所のうち、コンサルテーションを希望する事業所を基本とする（就労継続支援A型事業所については、経営改善計画書又は賃金向上計画を三重県に提出している事業所又は三重県が認めた事業所に限る。また、生産活動を行っている生活介護事業所及び地域活動支援センターについては、工賃向上計画を作成し工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について三重県が認めた事業所に限る。）。

ウ 業務内容

- ① 消費者ニーズに合った「売れる商品」づくりや「求められる役務」の受注
「作れる商品」や「できる役務」ではなく、消費者ニーズ（官・民）に合った「売れる商品」の開発や、消費者（官・民）から「求められる役務」の受注を支援する。
- ② 「工賃向上計画」のPDCA進行管理支援
事業所が、企業的経営手法による「工賃向上計画」のPDCA進行管理を行えるよう、適切な評価・助言等を行う。
- ③ 類似課題をもつ事業所間のネットワークづくり
類似課題をもつ事業所間をコーディネートし、事業所同士が課題を共有し、自主的に協働して改善に取り組むネットワークづくりに向けた支援を行う。
- ④ 企業とのネットワークの整備等
企業との業務取引などのコーディネートを行うとともに、工賃向上に向けたネットワークを整備し連携を図る。また、企業と事業所との情報交換やマッチング等の促進を図る。

⑤ コロナ禍からの回復の途上やコロナ後における経済動向への対応に係る支援
対面販売やイベント等の再開、各産業における流通の回復、コロナ禍による
需要の変化とコロナ後の状況等に対応するため、適切な助言等を行う。

⑥ 社会全体の DX 推進への対応に係る支援

今後ますます加速すると見られる DX 推進に対応できるよう、事業所が ICT
業務（ホームページ作成、データ入力集計、ウェブ開催の会議や研修等の文
字起こし、動画編集等）を新たな受注役務として開発するために必要な基本
的知識や技術の習得を支援する。

エ コンサルタント等の条件及びコンサルテーション方法

- ① 民間企業の経営手法を熟知し、就労継続支援事業所等にその手法をアドバ
イスするとともに、自主製品の徹底したブラッシュアップ等に取り組める者
- ② 事業所ごとに担当のコンサルタント等を決め、1 事業所あたり 5 回程度のコ
ンサルテーションを行うこと。
- ③ 訪問によって行うか、ウェブ会議システム等を使用して行うかは、事業所の
希望に基づく。訪問によって行う場合は、新型コロナウイルス感染症の感染
状況に応じて必要な対策を十分に講じるものとする。

オ その他

- ① コンサルテーションを受ける事業所の職員は、上記（1）のセミナーを事前
に受講していることを基本とする。
- ② 事業所別の月額平均工賃（賃金）額の実績等を参考に、コンサルテーション
の目的に沿った事業所を選定すること。

(3) 共同受注窓口事業実施法人と連携を図り、法人に対して適宜、必要な助言等を行う。

ア 共同受注窓口事業実施法人に対して、工賃等の向上、共同受注の拡大及び官公庁
からの受注の拡大に資する助言・提案等を行う。

イ コンサルテーションを実施した事業所が共同受注窓口事業を活用することが工賃
等の向上に効果的と判断した場合には、共同受注窓口事業実施法人と必要な連携を
図る。

ウ 研修会（セミナー及び成果報告会）実施の際に、共同受注窓口事業実施法人と連
携を図った内容を企画する。

エ その他連携を図ることで、工賃等の向上に寄与すると考えられる内容を実施する。

(4) 就労継続支援事業所等からの電話または電子メール等による相談に応じる。

対象事業所は、上記（1）のセミナーまたは上記（2）のコンサルテーションを
過去または今回受けている事業所を基本とする。

5 業務完了報告

業務が完了したときは、速やかに、委託期間満了日までに別に定める実績報告書を
提出するものとする。

6 特記事項等

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するこ
と。また、個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条に委託を受けた事務
に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則があるので留意すること。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったと
きは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等
排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力
団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (4) 受託者が(3)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症等を原因として当初契約どおり履行できない場合は、三重県と受託者とで別途協議することとする。
 - (6) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮を提供するなど適切に対応すること。
 - (7) 再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。